

川口市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市における都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）の規定による都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) まちづくり活動の実績を記載した書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 法第119条に規定する業務（以下「業務」という。）に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること。
- (3) 川口市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。
- (4) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (5) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
- (6) 関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができると認められること。
- (7) 川口市暴力団排除条例（平成24年条例第52号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

2 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するとともに、法第118条第2項の規定により公示するものとする。

(名称等の変更)

第4条 推進法人は、法第118条第3項の規定による変更の届出を行う場合は、都市再生推進法人名称等変更届出書(様式第3号)により行うものとし、市長は、当該届出があったときは、同条第4項の規定により公示するものとする。

2 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(事業の報告)

第5条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(監督等)

第6条 市長は、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第121条第1項の規定により、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市長は、業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第121条第2項の規定により、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第7条 市長は、推進法人が前条第2項の規定による命令に違反したとき又は第3条第1項第7号に該当しないこととなったとき若しくは第2条第1項の申請をしたときに第3条第1項第7号に該当していなかったことが判明したときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による指定の取消しを行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定により聴聞を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、法第121条第4項の規定により公示するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 7月 1日から施行する。